仕　様　書

１　契約件名

財務省共済組合大阪国税局支部の福利厚生を目的とした清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び管理

２　業務内容

職員の福利厚生を目的とした自動販売機の設置及び管理(以下「業務」という。)

３　履行場所

別紙１「自動販売機設置場所一覧表」に掲げた庁舎等のうち、財務省共済組合大阪国税局支部長（以下「当支部」という。）が指定する場所

４　履行期間

令和９年４月１日（木）から令和 13 年３月 31 日（月）までとする。

ただし、必要に応じ一度に限り５年を超えない期間で更新することができる。

５　業務仕様

⑴　設置場所及び設置台数

イ　設置場所及び設置台数は「自動販売機設置場所一覧表」（別紙１）のうち当支部が指定した履行場所とする。

なお、設置する際は、庁舎等の管理者の指示に従う。

ロ　設置台数及び設置機種については、後日、当支部が決定する。

ハ　当支部が決定した設置場所、設置台数及び設置機種について、後日変更があっても、受託者は異議を申し立てることはできない。

⑵　自動販売機の設置

現在設置している自動販売機は、現在設置している業者が令和９年４月中旬までに撤去する予定のため、設置作業は本撤去作業の終了後に行う。

⑶　設置機種

イ　自動販売機の大きさは、「自動販売機設置場所一覧表」（別紙１）の設置スペース内に設置できるものとし、原則として重量約 600 ㎏以下とする。

なお、回収箱についても同様に記載されたサイズ及び台数を設置する。

ロ　機種は、消費電力 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とする。

ハ　年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置する。

ニ　新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できる機種とする。

ホ　設置する全ての自動販売機について、電子マネー対応自動販売機とする。

ヘ　上記の条件及び受託者の提案に基づき、当支部が決定する。

なお、受託者は、設置する全ての自動販売機について、転倒防止処置を行う。

⑷　商品構成

イ　受託者は利用者の需要が高い商品を提供するよう心掛けるとともに、要望には誠意を持って対応する。

なお、季節の変化に応じ、適時、商品を提供するよう心掛ける。

ロ　受託者は常に賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努める。

ハ　自動販売機で販売する商品は、缶、瓶、ペットボトル及び紙パックなどの密封式容器による飲料とし、酒類（アルコール０％のテイスト飲料を含む。）の販売は認めない。

なお、カップ式飲料の提案を妨げるものではなく、カップ式飲料を販売する場合は、注文ごとに調製する方式とし、飲料の持ち運びに配慮し、飲用口を有する蓋（リッド）を装着できるものとすること。

おって、使用済みカップ等の回収容器を設置し、適切に回収及び処理すること。

ニ　商品は、豊富なラインナップとすることとし、特に近接する場所に複数の自動販売機を設置する場合は、同じラインナップにならないように留意する。

⑸　販売価格

イ　販売価格は標準販売価格以下とし、契約当初の価格は、別紙２「価格表」のとおりにする。

なお、設置場所ごとに販売価格が異なる場合は、事前にその旨を申し出るとともに、設置場所ごとの販売価格が確認できる価格表を提出すること。

ロ　受託者は、あらかじめ取扱商品及びその販売価格の一覧を当支部に提出し、当支部の許可なく販売価格を改定してはならない。

⑹　自動販売機の変更等

受託者は、自動販売機の機種、設置台数及び設置場所を変更する時は、あらかじめ文書をもって当支部の承認を得る。

⑺　商品仕入等

商品仕入れその他業務に係る商品取引は、一切受託者の責任において行う。

⑻　経費負担

イ　土地及び建物使用料

土地及び建物使用料は、無償とする。

ロ　諸費用の負担

㈠　自動販売機及び転倒防止板の設置及び移設にかかる費用は、受託者が全額負担する。

㈡　業務に要する光熱水料は受託者の負担とし、当支部が通知する支払通知に基づき、受託者は通知を受けた金額を指定された期日までに指定の口座に支払う。

なお、当該支払に係る振込手数料については、受託者の負担とする。

また、当該支払に係るその他の詳細事項については、受託確定後、連絡する。

おって、受託者の責により光熱水料の支払期限等を超え、当支部に対し遅延利息等の損害を与えた場合は受託者の全額負担とする。

㈢　業務に要する備品及び消耗品等に係る費用その他一切の費用は、受託者の負担とする。

⑼　電気等子メーターの設置

電気料金等の算定に必要な子メーターの設置費用は、受託者が負担する。

⑽　業務管理

イ　受託者は善良な管理者の注意をもって自動販売機を管理する。

ロ　受託者は故障等の連絡を受けた場合は、早急に対応する。

ハ　設置した自動販売機に発生した損害等についての責任は、明らかに当支部に責任があるものを除き受託者が負うものとする。

ニ　自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の受託者の連絡先を自動販売機に明記する。

⑾　報告義務

受託者は以下の項目について、当支部に対しそれぞれの期限までに報告する。

イ　別紙３「収支計算書」及び別紙４「売上月計表」の提出期限は、翌月の末日までとする。

ロ　事業年度に係る損益計算書（任意様式）の提出期限は、履行期間終了後２か月以内とする。

ハ　設置施設において異常事態及び衛生上の問題が発生した時は、即時とする。

⑿　空容器の回収

自動販売機横に空容器回収箱を設置し、空容器及び使用済みカップを回収する。

なお、空容器回収箱に他社の空容器及びごみがあった場合にも併せて回収する。

おって、回収は、空容器回収箱があふれる前に行うこととし、空容器回収箱が満杯である等の連絡を受けた場合は、早急に対処する。

６　当支部と受託者の協議

本仕様書に記載していない事項が生じた場合には、当支部と受託者は協議を行うこととする。

別紙１

自動販売機設置場所一覧表

設　置　場　所	所　　在　　地	設置台数	予定使用面積（㎡）
大阪合同庁舎第３号館	大阪市中央区大手前１丁目５番６３号	3	3.20
大阪福島税務署	大阪市福島区玉川２丁目１２番２８号	2	1.57
西税務署	大阪市西区川口２丁目７番９号	2	1.93
西淀川税務署	大阪市西淀川区野里３丁目３番３号	2	1.65
旭税務署	大阪市旭区大宮１丁目１番２５号	2	1.93
城東税務署	大阪市城東区中央２丁目１４番２９号	2	2.07
城東業務センター	大阪市城東区中央２丁目１４番２９号	1	1.11
東淀川税務署	大阪市淀川区木川東２丁目３番１号	3	2.32
北税務署	大阪市北区南扇町７番１３号	3	2.97
大淀税務署	大阪市北区中津１丁目５番１６号	2	1.84
豊能税務署	池田市城南２丁目１番８号	4	3.04
吹田税務署	吹田市片山町３丁目１６番２２号	2	1.82
枚方税務署	枚方市大垣内町２丁目９番９号	3	2.84
茨木税務署	茨木市上中条１丁目９番２１号	2	2.27
門真税務署	門真市殿島町８番１２号	2	1.83
東大阪税務署	東大阪市永和２丁目３番８号	4	3.71
大阪国税局姫路寮	姫路市北条４４８番地１	1	0.81
灘税務署	神戸市灘区泉通２丁目１番２号	2	1.84
兵庫税務署	神戸市兵庫区水木通２丁目１番４号	2	2.06
長田税務署	神戸市長田区御船通１丁目４	1	0.93
須磨税務署	神戸市須磨区衣掛町５丁目２番１８号	2	1.67
神戸税務署	神戸市中央区中山手通２丁目２番２０号	3	3.02
姫路税務署	姫路市北条１丁目２５０番地	3	2.93
尼崎税務署	尼崎市西難波町１丁目８番１号	2	1.83
明石税務署	明石市田町１丁目１２番１号	2	2.05
西宮税務署	西宮市江上町３番３５号	2	2.03
洲本税務署	洲本市山手１丁目１番１５号	1	1.09
芦屋税務署	芦屋市公光町６番２号	2	2.26
伊丹税務署	伊丹市千僧１丁目４７番地３	2	1.84
相生税務署	相生市那波本町６番１号	1	0.93
豊岡税務署	豊岡市上陰字ウチダ２１６番地	1	1.02
加古川税務署	加古川市加古川町木村字木寺５の２	2	2.26
龍野税務署	たつの市龍野町富永字田井屋畑１００５－７０	1	0.91
西脇税務署	西脇市西脇７７１番地の１１８	1	0.93
三木税務署	三木市末広１丁目９番１０号	1	0.93
社税務署	加東市社５１番３	1	0.93
和田山税務署	朝来市和田山町和田山字西浦３８８番地１	1	1.14
柏原税務署	丹波市柏原町柏原５１８番地１	1	0.91
港税務署	大阪市港区磯路３丁目２０番１１号	2	1.52
天王寺税務署	大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目１１番２５号	1	1.03
天王寺合同庁舎（税務相談室）	大阪市天王寺区六万体町１番２７号天王寺合同庁舎	2	2.47
浪速税務署	大阪市浪速区難波中３丁目１３番９号	2	1.63
東成税務署	大阪市東成区東小橋２丁目１番７号	1	0.82
生野税務署	大阪市生野区勝山北５丁目２２番１４号	1	1.01
阿倍野税務署	大阪市阿倍野区三明町２丁目１０番２９号	1	1.01
住吉税務署	大阪市住吉区住吉２丁目１７番３７号	2	1.83
東住吉税務署	大阪市平野区平野西２丁目２番２号	1	1.13
西成税務署	大阪市西成区千本中１丁目３番４号	1	0.82
南税務署	大阪市中央区谷町７丁目５番２３号	3	2.44
堺地方合同庁舎（堺税務署）	堺市堺区南瓦町２番２９号堺地方合同庁舎	4	4.30
岸和田税務署	岸和田市土生町２丁目２８番１号	2	1.85
泉大津税務署	泉大津市二田町１丁目１５番２７号	2	1.83
八尾税務署	八尾市高美町３丁目２番２９号	2	2.26
泉佐野税務署	泉佐野市日根野３６８３番地の１	1	1.03
富田林税務署	富田林市若松町西２丁目１６９７番地１	3	2.60
葛城税務署	大和高田市西町１番１５号	2	1.83
桜井税務署	桜井市粟殿１８５番地４	1	0.91
吉野税務署	吉野郡吉野町丹治２００番１	1	0.91
海南税務署	海南市名高２５５番４	1	0.81
御坊税務署	御坊市薗４３０番地の３	1	0.91
田辺税務署	田辺市上屋敷２丁目１０番４６号	1	0.91
新宮税務署	新宮市伊佐田町２丁目１番地２０	1	1.01
粉河税務署	紀の川市粉河８０７	1	0.92
湯浅税務署	有田郡湯浅町湯浅２４３０番７６	1	0.91

※　設置場所については、設置後に移設する可能性がある。
※　予定使用面積は空容器回収箱の面積も含めた面積である。

別紙２

価格表

【設置場所：　　】

NO.	商品名	容量	価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

別紙３

収　支　計　算　書

令和　　年　　月分

借　　方	勘　定　科　目	貸　　方

別紙４

売　上　月　計　表

令和　　年　　月分

区　　分	売　　上　　高			摘　　要
	数　　量	単　　価	金　　額	